

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

気候変動枠組条約第4条、第12条に基づいて毎年提出することとされている温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成する。また、2010年度には第一約束期間最初の2008年度インベントリの審査が行われる他、2013年以降の次期枠組では、算定方法や対象ガスが変更となることが見込まれるため、これらに対応するための情報収集、調査・検討を進める。

2. 事業計画

(1) インベントリ作成

排出量・吸収量算定の報告様式に沿った計算シートに加えて、推計方法等について説明した「国家インベントリ報告書」を作成する。

(2) 算定方法の検討等

未推計区分や既に算定されている区分で改善が必要なものについて、実態調査を踏まえて算定方法を検討するとともに、アジア各国にインベントリの精度向上等に資する情報の提供を行う。

2013年以降の次期枠組では、新たなガイドライン（2006年IPCCガイドライン）に基づいて算定を行うほか、対象ガスが変更されることが見込まれているため、これらに対応するために我が国の基準年を含めた対象ガスの実績排出量の算定を実施する。

(3) インベントリ審査業務

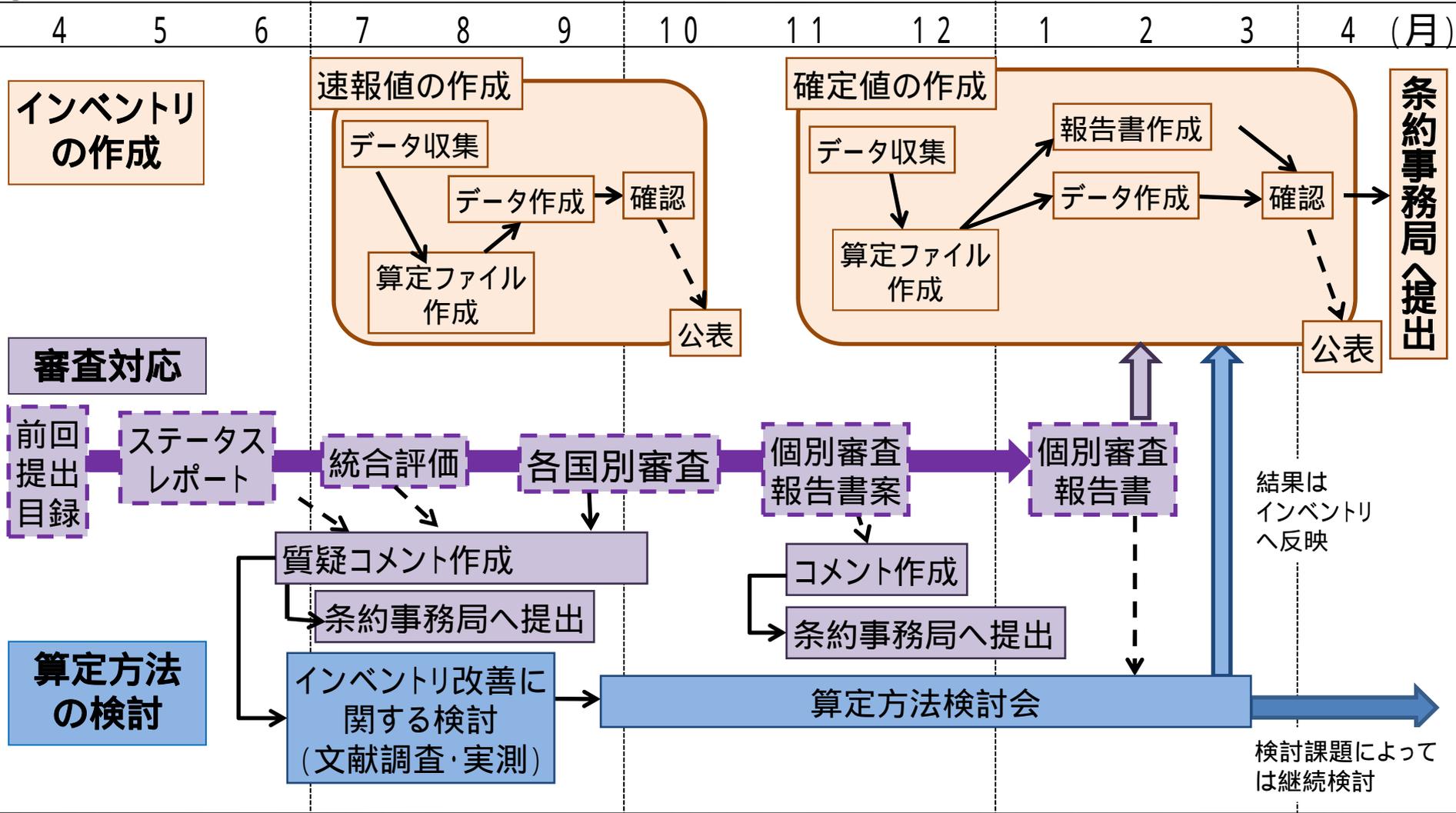
気候変動枠組条約事務局からの要請に応じて、他国が提出したインベントリを審査するため、国内のインベントリ審査資格保有者（レビューアー）を派遣する。

3. 施策の効果

インベントリは、京都議定書の削減約束の達成状況を判断する直接の指標を提供するものであり、精度の高いインベントリを迅速に作成することにより、京都議定書における規定事項を満たし、京都メカニズムへの参加資格を維持するとともに、国内対策の推進のための基礎的情報を得る。

温室効果ガス排出・吸収目録関連業務

年間スケジュール



2013年以降の次期枠組では、新たなガイドライン(2006年IPCCガイドライン)の適用、対象ガスの追加が見込まれており、我が国の基準年を含めた実績排出量の算定を早期に実施することが必要